

新規 令和6年度 笠岡市競争入札参加資格審査申請要項

【建設工事】【測量・建設コンサルタント業務等】

対象事業者：入札参加資格がない方，又は継続申請を行わなかったため，入札参加資格の有効期間が期限切れとなった方で，令和6年度に入札参加を希望される方

1 受付期間

令和6年3月1日(金曜)から令和6年3月29日(金曜)まで

- ・申請書持参する場合・午前9時～午後3時（正午～午後1時を除く。）
※土曜・日曜及び祝日は除く。
- ・郵送の場合・3月29日必着

2 受付場所・申請書の提出先

笠岡市役所総務部財政課（本庁3階）
〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1
電話 0865-69-2125 FAX0865-69-2190

3 申請方法

- ・市内業者は混雑を避けるため郵送での申請にご協力ください。
- ・市外業者は原則郵送のみの受付
■郵送の場合の注意点
 - ① 受付票(申請者控)を返送するため，**切手を貼った返信用封筒**を必ず同封してください。
 - ② 封筒に「**入札参加資格審査申請書在中**」と記入してください。
 - ③ **3月29日必着**とします。
 - ④ 審査後，**受付票を返信して業者登録完了**となります。※大変込み合いますので，受付票の返信まで15日程要します。

4 有効期間

令和6年6月1日から令和7年5月31日まで

令和7年3月に，新規の申請が必要です。

※別途 各社へ通知はしておりませんのでご了承ください。

（申請のご案内は令和7年1月～2月に笠岡市HPに掲載予定です。）

※申請がない場合，入札参加資格が失効しますので，ご注意ください。

岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合，岡山県西部衛生施設組合，岡山県西部環境整備施設組合，岡山県西南水道企業団，笠岡地区消防組合，笠岡市立市民病院，笠岡市水道事業，笠岡市下水道事業への指名願は，笠岡市財政課へ提出されたもので兼用します。

5 新規登録業者について

昨年度まで入札参加資格登録がない新規登録業者の方は、登録後3年間は指名競争入札への指名を留保しています。3年経過の後、笠岡市工事請負等審査委員会で指名留保解除の審議を行います。また、一般競争入札についても、登録後1年間は入札に参加することができません。

6 その他注意事項

(1) 申請書は、A4版縦（色指定無し）フラットファイルに順番に綴じて、必ず「提出書類欄」左端の番号をインデックス（見出し）に記入して提出してください。

なお、ファイルの表紙及び背表紙に商号を記入してください。

また、フラットファイルは、金属を使用していないものを使用してください。

(2) 「建設工事」「測量、建設コンサルタント等」ごとに申請をしてください。

※登録業種の追加は年度途中での受付はしておりません。削除は受付可

※申請書類の提出後に、申請内容に変更が生じたとき（専任技術者報告書、舗装業者表、配水管技能者等（日本水道協会）名簿など）は、速やかに入札参加資格審査申請書変更届を提出してください。変更届の提出要領及び様式は、財政課ホームページをご覧ください。

※申請書類の提出後に、経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書を更新しても届出は不要です。

(3) 官公庁発行の証明書類は、写し可。（申請日から3か月以内のものであること。）

(4) 提出書類に不備がある場合は、受付できません。添付書類・記載内容等十分ご確認ください。

(5) 審査後、登録となった場合は受付票を（返信用封筒で）送付し登録業者名簿（笠岡市HPに公開）に掲載します。

※登録された方の社名・商号、所在地・住所及び希望登録分類は一般公開対象となります。

(6) 登録をされたとしても、必ずしも指名を受けるとは限りません。

(7) 申請書等に虚偽が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。

(8) 次の各号に該当する方は申請書を受理できません。

① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する場合

② 申請書及びその添付書類に虚偽の事実が記載してある場合

③ 申請書提出時点で、営業年数が1年未満の者

（営業の継承がある場合は事前に財政課へ相談してください）

④ 賦課されているすべての税（国税、岡山県税及び笠岡市税）を完納していない場合（分割納付等納税の猶予を受け手形等による納付をしている場合を含む。）

⑤ 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者である場合

⑥ 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）未加入業者である場合（建設工事のみ。加入義務がない業者を除く。）

⑦ 退職金共済制度（建退共等）に未加入である等、退職金制度を完備していない場合（建設工事のみ）

(9) 令和4年度から「舗装」の登録を希望される方は、「舗装業者表」（笠岡市指定様式）の提出が必要になりました。提出がない場合は「舗装」の登録ができませんのでご注意ください。

7 提出書類 (凡例：○必要，×不要，△該当する場合に必要)

※【笠岡市指定様式】は笠岡市のHPからダウンロードしてください。

※ 登記簿謄本・納税証明・各種取扱い資格証等，官公庁発行の証明書類はすべて写し可。
(申請書提出日から3か月以内のものであること。)

フラットファイルに綴じず 提出する書類 (インデックス不要)

| 番号 | 提出書類 | 工事 | コンサル | 備考 |
|----|---------|----|------|---------------------------|
| ア | 受付票 | ○ | ○ | 【笠岡市指定様式】 ※返信用封筒を同封してください |
| イ | 業者登録カード | ○ | ○ | 【笠岡市指定様式】 |

フラットファイルに綴じて 提出する書類 (番号のインデックスを付すこと)

| 番号 | 提出書類 | 工事 | コンサル | 備考 |
|----|---|----|------|---|
| 1 | 笠岡市入札参加資格審査申請書 | ○ | ○ | 【笠岡市指定様式】 |
| 2 | 経営規模等評価結果通知書 ・総合評定値通知書 (写) | ○ | × | 審査基準日が令和4年7月1日以降のもの。 ・左記の書類の「その他の審査項目 (社会性等)」欄において、 <u>雇用保険，健康保険及び厚生年金保険の加入の有無が，「有」又は「除外」となっていることが条件です。いずれかが「無」となっている場合は，別途保険への加入が確認できる書類の提出が必要です。</u> |
| | 経営規模等総括表 | × | ○ | 国土交通省統一様式「申請書様式①-2，3」 若しくはそれに代わるもの。 |
| 3 | 建設業許可について確認できる書類 (以下のうちいずれか一つ) ① 建設業許可通知書 (写) ② 国土交通省の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」により印刷した「建設業者の詳細情報」及び「営業所の一覧」 (「営業所の一覧」は従たる営業所に契約締結権を委任する場合のみ) | ○ | × | ・建設業許可通知書は，有効期限内のものであること。 ・建設業許可通知書又は，システムに最新の情報が掲載されていない場合は，建設業許可証明書等 (写) を提出すること。 〈国土交通省システムの操作等〉 下記の URL からシステム検索 https://etsurans.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do ・建設業者検索により表示された「建設業者の詳細情報」の画面において右上に表示される PDF のボタンのから「建設業者の詳細情報」を印刷 |

| | | | | |
|----|---------------------------------|---|---|--|
| 5 | 法人の場合 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) | ○ | ○ | 申請日から3か月以内のもの。 法人の場合: 謄本は「現在事項全部証明書」では不可。 ・登記事項証明書… 法人登記事項。法務局で発行 個人事業主の場合 ・住民票… 住所地の市町村窓口で発行 ・身分証明書… 本籍地の市町村窓口で発行 |
| | 個人事業主の場合 住民票・身分証明書 | | | |
| 6 | 工事経歴書 | ○ | × | 経営事項審査申請時に使用したものも可 |
| 7 | 営業の沿革又は営業経歴書 | ○ | ○ | |
| 8 | 測量等実績調書 | × | ○ | |
| 9 | 財務諸表(決算書可) (直前の決算期のもの) | ○ | ○ | 法人の場合: 「貸借対照表」及び「損益計算書」でも可 個人事業主の場合: 青色申告「所得税の確定申告書(控)」 及び「青色申告決算書」 ・白色申告「所得税の確定申告書(控)」 及び「収支内訳書」 |
| 10 | 営業所一覧 | ○ | ○ | |
| 11 | 直前2年の各営業年度における工事施工金額 | ○ | × | |
| 12 | 技術職員名簿 | ○ | × | 経営事項審査申請に添付した書類 常時雇用関係がある者のみであること。 |
| | 技術者経歴書 | × | ○ | |
| 13 | 納税証明書 (完納証明書) | ○ | ○ | 未納又は滞納がないことの証明 申請日から3か月以内のもの。 ・所轄の税務署で発行 本社・本店分 法人の場合: 「様式その3の3」 個人事業主の場合: 「様式その3の2」 ※ 国税の納税証明書につきましてはオンライン請求が可能です。 詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。 https://www.e-tax.nta.go.jp (イータックス) https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm (国税庁) |
| | 1) 国税 | | | |

| | | | | |
|----|---|---|---|---|
| | <p>2) 岡山県税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県税が賦課されていない場合は不要 ・他県のものは不要 | △ | △ | <p>・岡山県(県民局・地域事務所)で発行</p> <p>※岡山県内に本社又は委任先の支店等を有するなど、岡山県税を賦課されている場合に必要。</p> <p>法人の場合：「県徴収金の滞納がない証明」</p> <p>個人事業主の場合：「県徴収金の滞納がない証明」</p> |
| | <p>3) 笠岡市税</p> <p>※【証明交付申請書】を添付していますので、ご利用ください。</p> | △ | △ | <p>・笠岡市役所 税務課で発行</p> <p>※笠岡市内に本社又は委任先の支店等を有するなど、笠岡市税を賦課されている場合に必要。</p> <p>法人の場合：法人名義の「市税完納証明書」</p> <p>個人事業主の場合：個人の「市税完納証明書」</p> <p>※笠岡市税が賦課されていない場合は、<u>住所地</u>の市町村税の完納証明書</p> <p>注) 証明書交付申請前に、貴社の経理部門に笠岡市税の納税義務者名の確認をしてください。</p> <p>市税完納証明書の交付申請は納税義務者名での申請になります。納税通知書が契約委任先に送達されている場合でも、市税の納税義務者が本社の場合は、本社名義の「市税完納証明書」を申請していただく必要があります。</p> <p>例) 市税完納証明が必要となる場合の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人名義の笠岡市固定資産税を納付している場合 ・従業員の市民税を特別徴収している場合 |
| 14 | 主要取引金融機関名 | ○ | ○ | |
| 15 | 専任技術者報告書 | ○ | × | 【笠岡市指定様式】 |
| 16 | 営業用機械器具 | ○ | × | |
| 17 | 舗装業者表 | △ | × | <p>【笠岡市指定様式】</p> <p>「舗装」の登録を希望される方は、必ず提出してください。提出がない場合は「舗装」の登録ができませんので、ご注意ください。なお、提出されても必ずしも指名されるとは限りません。</p> |

| | | | | |
|----|----------------------------|---|---|--|
| 18 | 配水管技能者等名簿 | △ | × | 【笠岡市指定様式】 配水管布設工事を希望する場合のみ |
| 19 | 印鑑証明書 | ○ | ○ | 申請日から3か月以内のもの。 法人の場合：所管の法務局で発行 個人事業主の場合：市町村窓口（市民課）で発行 |
| 20 | 建設業退職金共済組合等加入証明書等又は未加入の理由書 | ○ | × | 建設業退職金共済加入履行証明書，中小企業退職金共済加入証明書，商工会議所（商工会）特定退職金共済加入証明書のいずれか一つ。 申請日から3か月以内のもの。ただし，建設業退職金共済加入履行証明書のみ，直近の経営事項審査に添付した加入・履行証明書（申請日から3か月を超過したもの）でも可とします。 |
| 21 | 委任状 | △ | △ | 【笠岡市指定様式】 入札，契約締結等について支店長等に権限を委任する場合のみ |
| 22 | 誓約書 | ○ | ○ | 【笠岡市指定様式】 |